

第6 発行者の参考情報

1. 発行者の参考情報

当機構では、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	開示方法・場所
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	資料の種類 公表場所・方法 ・官報にて公告 ・本部にて備置 ・インターネット上に掲載
附属明細書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
決算報告書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
業務報告書(有償資金協力勘定)・事業報告書(一般勘定) (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
「JICA PROFILE」	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
ホームページ (上記の資料に加え、国際協力機構関連法令、業務内容・実績、財務状況、投資家の皆様への情報、調査レポート等を掲載。)	・インターネット上に開設

本部住所 : 〒102-8012
東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

機構は、我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

国際社会の繁栄と安定を支えてきた国際秩序に係る構造的変化が加速し、自由、民主主義、基本的な人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の重要性が増している。また感染症や気候変動といった、我が国の持続的繁栄のために対応が不可欠な国際社会共通の課題も顕在化している。こうした人類共通の問題に対応するに当たり、我が国にはより一層主導的な役割が求められている。

上記を踏まえ、我が国は、重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」の理念の実現に向けた取組を推進するとともに、世界規模の感染症や気候変動への対応等の地球規模課題の解決、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等の国際公約の達成に向け具体的な行動をとることが必要である。

開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つであり、「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)では、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進し、それを通じて我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献すると定めている。我が国の開発協力の実施の中核を占める機構は、同方針の実現に当たり極めて重要な役割を担う。

また、機構は、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、成長戦略、インフラシステム海外展開戦略2025、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等政府の重要政策へ適切に貢献するとともに、開発協力の実施を通じて、政府、関係機関、民間企業等と連携し、我が国企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献することが期待される。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

開発課題が多様化、複雑化、広範化する中、機構は、上記1. の役割を果たし、開発途上地域の開発課題の解決に取り組むとともに、我が国及び開発途上地域の経済及び社会の健全な発展に貢献する。

特に、質の高い成長と、人々の命、生活、尊厳を守る人間の安全保障の理念を踏まえた、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを推進する。

その際、我が国の関連政策や持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献を念頭に、各地域の地政学的な特性も踏まえつつ、経済成長の基礎となる経済社会インフラ整備及び原動力となる制度整備・人材育成、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の促進、普遍的価値の共有と平和で安全な社会の実現、持続可能で強じんな国際社会の構築を重点課題として、開発途上地域の自立的発展に向けた支援を行う。また、変化し続ける開発ニーズに適切かつ迅速に応えるため、事業の集合体として開発分野ごとの中長期的な課題やアプローチを明確にすることにより戦略性を高め、国内外の多様なパートナーの開発協力への参画を促し、開発効果の最大化に向けて主導的役割を担うことに留意する。

科学技術の振興や ICT、公共財政・金融等の重点分野における専門人材の確保・育成、地方創生や外国人材受入支援・共生社会構築等の国内課題への取組が一層重要となっている。

こうした状況を踏まえ、機構は、触媒としての ODA の役割を発揮させ、関係府省庁や他の政府機関、自治体、大学、民間企業等と連携して、人的ネットワークの整備や育成に係る仕組みの構築及び知見・経験の共有、多様なパートナーが有するリソースを活用した事業を推進し、我が国の地域社会の活性化及び国際化にも貢献する。また、途上国との長期にわたる信頼・協力関係を構築する観点から、JICA 開発大学院連携等を通じ、我が国独自の発展や開発協力の経験を共有することで、開発途上地域の経済・社会発展の基礎となる親日派・知日派リーダーの育成、及び我が国と開発途上地域との信頼関係の深化にも取り組む。

日本の開発協力の重点課題¹

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、

¹ 下線部を事業等のまとまりとして扱う。なお、「日本の開発協力の重点課題」については、総務省「独立行政法人の目標の策定に関する指針」II.3(1)③に基づき、細分化した単位で目標を定める。具体的には、3.(1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)」から「(5)地域の重点取組」の5つを目標単位とする。

地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション(DX)やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発を目指し、土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を行う。その際、官民連携を通じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視する。

イ 運輸交通

人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結性を高めるための支援を行う。その際、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその適切な運営の確保、利用促進、及び海上保安能力強化を重視する。

ウ 資源・エネルギー

全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会を構築するための支援を行う。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するための支援を行う。その際、電力供給を可能とする電気事業体制の構築、エネルギー利用の低・脱炭素化、鉱物資源管理を担う人材の育成を重視する。

エ 民間セクター開発

開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するための支援を行う。その際、開発途上国企業の競争力強化、産業の多角化やイノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、投資促進を重視する。

オ 農林水産業・農村開発

農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた食料安全保障の確保のための支援を行う。その際、持続的かつ包摂的な農業・農村開発(水産業・畜産業及び漁村を含む。また、地域の実情に応じた適切な水管理を含む。)及び加工・流通業等関連産業の振興による生産者の所得向上を重視する。

【指標 1-1】都市化の進行が著しい国において、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況(SDGs Goal 11 関連)

【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数(20件)(SDGs Goal 3、8、9、11、13 関連)

【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数(300人)(SDGs Goal 14、16 関連)

【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況(SDGs Goal 7 関連)

【指標 1-5】資源分野人材の育成数(100人)(SDGs Goal 7 関連)

【指標 1-6】産業人材(民間セクター人材)の育成数(92,500人)(SDGs Goal 8 関連)

【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを受容した企業数(3,500社)(SDGs Goal 8 関連)

【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を受容した小規模農家数(15万戸)(SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)

【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数(研究者、技術者・普及員、農家等)(25万人)(SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 保健医療

平常時のみならず健康危機に際しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築の支援を行う。その際、新型コロナウイルス感染症の感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階での感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視する。

イ 栄養

低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起因する健康課題の改善に向けた支援を行う。その際、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視する。

ウ 教育

質の高い教育の拡充に向けた支援を行う。その際、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育機会の拡大を重視する。高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視する。

エ 社会保障・障害と開発

子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。

オ スポーツと開発

全ての人々がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念のもと、開発途上地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための支援を行う。その際、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間の安全保障の推進を図ることを重視する。

【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数(600 万人)(SDGs Goal 3(特に 3.8)関連)

【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況(SDGs Goal 3 関連)

【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成数(4,000 人)(SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)

【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況(SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)

【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数(1,000 万人)(SDGs Goal 4(特に 4.1、4.5)関連)

【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況(SDGs Goal 1(1.3、1.4、1.5)、8(8.5、8.8)、10(10.4)関連)

【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況(SDGs Goal 3、4、5、10、16、17 関連)

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支

援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

ア 平和と安定

暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、住民から信頼される政府と強じんな社会の形成の促進に資する支援を行う。その際、紛争予防及び紛争リスクの低減、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供、住民の生計向上に資する取組、社会の融和促進、難民・国内避難民と受入社会の共生等の視点の人道支援と開発協力の連携を重視する。

イ 法の支配・ガバナンス

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を行う。その際、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、法執行・治安維持や国際公共財(海洋、サイバー空間等)に関わる能力強化等を重視する。

ウ 公共財政・金融

国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行う。また、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を行う。その際、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易円滑化・連結性の向上を重視する。

エ ジェンダー平等の推進

一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を行う。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を行う。その際、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の3つの視点を重視する。

オ デジタル化の促進(DX)

「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)」等の理念の下、デジタル化の促進を通じた一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を行う。その際、サイバーセキュリティの強化、経済社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。

【指標 3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況(SDGs Goal 16 関連)

【指標 3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況(SDGs Goal 16(特に 16.3、16.6、16.7、16.10)関連)

【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数(司法・行政分野における政策立案・決定者等)(500人)(SDGs Goal 16(特に 16.3、16.6、16.7、16.10)関連)

【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況(SDGs Goal 5(5.a)、8(8.3、8.10)、17(17.1)関連)

【指標 3-5】プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率(40%(2026年度末まで))(SDGs Goal 5 関連)

【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合(人数)(40%(2026年度末まで))(SDGs Goal 5 関連)

【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材(政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数(1,000人)(全 SDGs Goal)

【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況(全 SDGs Goal)

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。

ア 気候変動

脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向け、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、内外の関係機関

との連携を通じて支援を行う。また、機構が実施する各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することによる気候変動対策主流化の促進の支援を行う。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金・技術の活用及び地方自治体等他機関との連携を重視する。

イ 自然環境保全

森林をはじめとする自然環境の保全と人間活動の調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、自然環境から様々な恵みを楽しみ続けられる社会の構築に向けた支援を行う。その際、気候変動対策や生物多様性保全への貢献拡大に向け、国内外の関係機関との連携を重視する。

ウ 環境管理

開発途上地域で工業化や都市化が急速に進行する中、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁や大気汚染の未然防止と対応能力の向上等を通じて開発途上国の人々の健康を保護、生活環境を保全し、持続可能な社会を構築するための支援を行う。その際、我が国の自治体や民間企業の技術・知見を活用し、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化を重視する。

エ 水資源・水供給

人口増加、都市化、気候変動、感染症拡大等の影響により水の需給はますますひっ迫する中、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会の構築に向けた支援を行う。その際、統合水資源管理の実現及び水道事業体の育成を重視する。

オ 防災・災害復興

気候変動等の影響による災害の激甚化・頻発化が進む中、仙台防災枠組を踏まえて、「災害リスクのより少ない社会」の実現に向けた支援を行う。また、大規模災害が発生した際の迅速な緊急支援及び復旧、「より良い復興」(Build Back Better)の考え方を踏まえた国・社会全体の災害リスク削減を行うことにより、自然災害に強い国・社会の再構築の支援を行う。その際、防災インフラ等の構造物対策所管組織の能力強化を重視しつつ、土地利用規制など防災ガバナンス強化も含めた包括的な防災推進体制の拡充を重視する。

【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数(10,000人)(SDGs Goal 1~9、11~13(13.1~13.3、13.a~13.b)、14、15 関連)

【指標 4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を

加味した途上国の開発計画の推進状況（SDGs Goal 1～9、11～13(13.1～13.3、13.a～13.b)、14、15 関連）

【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数(6,000 人)(SDGs Goal 14、15 関連)

【指標 4-4】環境管理行政官の育成数(10,000 人)(SDGs Goal 6(6.2、6.3)、11.6、12(12.4、12.5)、14.1 関連)

【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体(水利組合)の運営・経営の改善状況(SDGs Goal 6.1、6.4、6.5 関連)

【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数(育成人材数:3.5 万人、給水人口:1,100 万人)(SDGs Goal 6.1、6.4 関連)

【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織(治水砂防官庁、各インフラ官庁)を支える行政官等(政策・計画立案者等)の育成数(5,000 人)(SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)

【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数(20 件)(SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)

(5) 地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、インド太平洋に関する ASEAN アウトルック(AOIP)の重点分野への協力を念頭に、ハード・ソフト両面での ASEAN 連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海洋協力、経済・社会強じん化を中心に、ASEAN 全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島しょ国ならではのぜい弱性を踏まえ、保健医療・経済回復支援、海洋協力、気候変動対策、防災、強じんかつ持続可能な成長基盤の強化等、開発ニーズに即した支援を行う。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

地域共通及び各国の重点課題の解決に向け、格差是正と域内外の連結性の強化を中心に、ガバナンス強化及び市場経済化に資する支援を行う。

ウ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現を可能とする強じんな社会の構築に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備、社会開発への投資等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、防災や気候変動対策を含む地球規模課題等への対応のための支援を行う。

オ アフリカ地域

各種社会開発課題の解決、平和と安定の確立・定着に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大等による社会経済的ダメージを克服するべくアフリカの自立的な成長のための支援を行う。その際、これまでの TICAD プロセスの成果を礎に、イノベーションを活用しつつ、対象国だけでなくアフリカ大陸全体に効果が波及するよう取り組む。

カ 中東・欧州地域

多様な宗派・部族に属する人々に配慮しつつ全ての人々を包摂する質の高い成長への支援、紛争・難民問題、パンデミックへの対応も含む中東・欧州地域の経済・社会の安定化に資する支援を行う。その際、TICAD、「平和と繁栄の回廊」構想、「西バルカンイニシアティブ」や、南南協力の推進といった地域的な戦略・イニシアティブへの貢献を重視する。

【指標 5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況

【指標 5-2】JICA 国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数(700 件)

(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障を推進し、法の支配を始めとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA 開発大

学院連携や「JICA 日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs 達成を含め開発途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、我が国の開発と ODA として他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視する。

【指標 6-1】JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派人材の育成数(6,500 人)

【指標 6-2】JICA 開発大学院連携・JICA チェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況

(7)民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業(協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等)や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。

【指標 7-1】協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した法人・団体数(490 法人・団体)

【指標 7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数(4,420 法人・団体)

(8)多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

国内の多様な担い手や JICA 海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。

ア JICA ボランティア事業 (JICA 海外協力隊)

国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する支援を行う。その際、地方自治体、OV (Old Volunteer) 会、大学等多様なステークホルダーとの連携及び本事業への参加促進、帰国隊員による協力隊経験の社会還元や事業の成果発信を重視する。

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会の構築を促進する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携を重視する。

ウ 地方自治体との連携

国際協力事業への地方自治体の参画を促す。その際、地方自治体が有する地域活性化・開発事業への知見、上下水道や廃棄物処理等の技術や人材育成手法等を活用し、多様な開発途上国の協力ニーズに応える形での自治体の国際協力事業の実施、拡充を重視する。

エ NGO/CSO との連携

NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を国際協力事業に活かすべく、連携強化を目指して NGO/CSO との対話を強化し、NGO と機構の知見の共有、連携の促進に取り組む。その際、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応していくため、研修等を通じた NGO/CSO の組織基盤強化・事業実施能力向上、海外拠点等と連携した情報発信を重視する。

オ 大学・研究機関との連携

開発途上地域の課題解決や SDGs の達成に向け、国内の大学・研究機関との連携を推進する。その際、我が国の開発経験等を学ぶ機会の提供を通じた親日派・知日派リーダーの育成及び科学技術協力を通じた新たな知見や技術の獲得を重視する。

カ 開発教育

我が国の開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び多文化共生を促進するため、開発教育を推進する。その際、教育関係機関との積極的な連携、開発教育の取組を通じた開発協力への理解及び参加並びに多文化共生への理解を重視する。

キ 日系社会との連携

中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化のため、我が国と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の支援を行う。その際、多文化共生推進等の今日的課題にも留意して、日系社会を核として我が国の良き理解者となり得る人々を巻き込んだ取組、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられるような活動を重視する。

【指標 8-1】JICA 海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況

【指標 8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA 国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数(200 団体・企業)

【指標 8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況

【指標 8-4】NGO 等活動支援事業への参加人数(2,500 人)

【指標 8-5】NGO/CSO 連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況

【指標 8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況

【指標 8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数(6.1 万人)

【指標 8-8】日系社会研修参加人数(700 人)

(9)事業実施基盤の強化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。

ア 広報

国際社会における我が国の開発協力への理解及び信頼等の向上、開発途上国を含む国際社会における課題設定や議論の潮流形成への貢献拡大、国内における開発途上地域の課題及び開発協力に関する納税者の理解向上と支持の拡大を目的とし、国内、国際社会において我が国の開発協力とその成果について積極的に発信する。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。その際、過去の事業評価の結果から得られた教訓・提言等を事業形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期

間の設定をより適切なものにするを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。

ウ 開発協力人材の育成

開発課題の多様化、複雑化に対応するため、中長期的な視点を持って開発協力人材の育成に取り組む。その際、若年層を中心とする人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成を重視する。

エ 研究

事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成に向けて6つの領域(政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力)に関する研究を実施し、その成果の積極的な発信を行う。

オ 緊急援助

国際緊急援助隊の対応能力強化を通じ、大規模災害発生時に迅速かつ適切な緊急援助実施を可能とする基盤を強化する。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

我が国の持つ強みや機構が有する開発協力のリソースを蓄積・活用し、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限貢献するとともに、JICA 国別分析ペーパーや JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)等を、方針策定や事業展開に適切に反映する。その際、民間も含めた様々な開発パートナーが有する経験、資金等を活用した連携と学び合うこと並びに機構が有する様々な援助手法を柔軟に組み合わせた一体的な協力の実施を重視する。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するとともに、事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関や新興ドナーを含む他ドナー等との連携を推進する。その際、我が国が重視する考え方や開発協力の実践から得られた知見・リソースを有効に活用することを重視する。

ク 環境社会配慮

開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、事業の各段階で適切な環境社会配慮を確保する取組を行う。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約を始めとする国際的に確立された人権基準

を尊重する。その際、事業の主体となる開発途上地域の政府等の取組を支援しつつ、機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解の向上を重視する。

ケ 不正腐敗防止

開発事業に対する信頼を確保し、事業が適切に実施されるために、不正腐敗防止の推進に能動的に取り組み、各種制度の改善や事案対応に取り組むとともに、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。その際、不正事案の未然防止、対応、改善、再発防止のための取組を重視する。

【指標 9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数(650 件)

【指標 9-2】SNS アカウント(日本語・英語)エンゲージメント数(171 万件)

【指標 9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数(横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数)(25 件)

【指標 9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数(4 万人)

【指標 9-5】能力強化研修の参加人数(2,185 人)

【指標 9-6】研究成果の発刊件数(300 件)

【指標 9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況

【指標 9-8】JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)に基づく多様な開発パートナーとの連携状況

【指標 9-9】参加・発信した国際会議の数(700 件)

【指標 9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況

【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況(職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数)(600 人)

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。また、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務全般について、開発効果を確保しつつ、ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の

対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。

国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。

【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施(60 回)

(2)業務運営の効率化、適正化

ア 経費

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定・公表し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を

締結する場合は、その適正な実施を徹底する。加えて、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への QCBS (Quality and Cost Based Selection: 技術(質)と価格による選定)の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進め、引き続き調達の合理化及び改善に努める。

【指標 11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化(毎事業年度 1.4%以上)

【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数(350 件)

【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数(150 件)

5. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

6. 安全対策・工事安全に関する事項

国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成 28 年 8 月 30 日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を講じるとともに、安全を巡る関係者の危機意識が低下することのないよう、適切なリスク認識と安全対策への意識向上に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を注視し、引き続き必要な安全対策を講じる。

施設建設等の工事については、事故・災害の防止・低減に向け、適切な安全対策を講じる。

【指標 13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数(1.6 万人)

【指標 13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数(560 件)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用するとともに、有償資金協力の業務運営を含む機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応、内部・外部通報への対応等、内部統制を確実に実施し、その強化を図る。

情報セキュリティに関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統

「基準群(令和3年7月改定)」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程等の改定を行い、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、組織的対応能力の強化に取り組む。PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。

【指標 14-1】内部統制モニタリング実施回数(10回)

【指標 14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数(30回)

(2) 組織力強化に向けた人事

機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして、各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。更に、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。

【指標 15-1】女性管理職比率(27%(2026年度末時点))

(別添)

1. 政策体系図
2. 法人の使命等と目標との関係
3. 指標一覧
4. 重要度・困難度

独立行政法人国際協力機構の政策体系図

別添1

外務省の政策体系

地域別外交

分野別外交

広報、文化交流及び報道対策

領事政策

外交実施体制の整備・強化

基本目標VI

経済協力

施策VI-1 経済協力
施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

国の重要方針・政策・各種公約

開発協力大綱 (ODAを含む開発協力の政策理念)

- ✓ 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ✓ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

関連政策

- ✓ 自由で開かれたインド太平洋
- ✓ インフラシステム海外展開戦略2025
- ✓ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等
- ✓ 国家安全保障戦略
- ✓ まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ✓ 成長戦略

日本政府各種公約

- ✓ アフリカ開発会議 (TICAD)
- ✓ 仙台防災協力イニシアチブ・フェーズ2 (2019.3)
- ✓ ASEAN首脳会合、AOIP
- ✓ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ (2016.5)
- ✓ 太平洋・島サミット (PALM)
- ✓ 東京栄養サミット (2021.12)
- ✓ COP26 (2021.11) 等

国際的な枠組み

持続的な開発目標 (SDGs)

2030年を目標とした新たな枠組み (17ゴール, 169ターゲット)

パリ協定 (国連気候変動枠組条約)

2020年以降の国際枠組み等

第5期中期目標期間 (2022年4月～2027年3月)における国際協力機構の役割



重点課題への取組

- ✓ 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
 - ・都市 地域開発
 - ・運輸交通
 - ・資源 エネルギー
 - ・民間セクター開発
 - ・農林水産業 農村開発
 - ・保健医療 (新型コロナウイルスを含む感染症対策等)
 - ・栄養
 - ・教育
 - ・社会保障
 - ・障害と開発
 - ・スポーツと開発
- ✓ 開発の基盤としての普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
 - ・平和と安定
 - ・法の支配
 - ガバナンス
 - ・公共財政
 - 金融
 - ・ジェンダー平等の推進
 - ・デジタル化の促進 (DX)
- ✓ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
 - ・気候変動
 - ・自然環境保全
 - ・環境管理
 - ・水資源
 - 水供給
 - ・防災
 - 災害復興

事業実施基盤の強化

- ✓ 広報
- ✓ 事業評価
- ✓ 開発協力人材の育成
- ✓ 研究
- ✓ 緊急援助
- ✓ 事業の戦略性強化や制度改善
- ✓ 環境社会配慮
- ✓ 不正腐敗防止
- ✓ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

地域の重点取組

- ✓ 東南アジア・大洋州
- ✓ 東・中央アジア及びブコカサス
- ✓ 南アジア
- ✓ 中南米・カリブ
- ✓ アフリカ
- ✓ 中東・欧州

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化、外国人材受入・多文化共生への貢献

- ✓ ボランティア
- ✓ 外国人材受入・多文化共生
- ✓ 地方自治体
- ✓ NGO/CSO
- ✓ 大学・研究機関
- ✓ 開発教育
- ✓ 日系社会との連携
- ✓ JICA開発大学院連携・JICAチャエアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

安全対策・工事安全

その他重要事項

- ✓ 組織体制・基盤の強化、DXを通じた業務改善・効率化
- ✓ 業務運営の効率化、適正化
- ✓ 組織力強化に向けた人事
- ✓ 内部統制

開発協力を通じ国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づき国際秩序の維持・擁護といった国益を確保

国際協力機構（JICA）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資する。

（現状・課題）

◆強み

- ・長年の国際協力を通じ、広範な分野において社会経済課題の解決の知見と経験を蓄積。開発途上地域の政府機関等と強固な関係により、様々な協力を実施可能
- ・協力実施に際し、我が国及び開発途上地域等の企業、研究機関、市民団体、自治体、国際機関、開発協力機関等とネットワークを有しており、様々な連携が実施可能

◆弱み・課題

- ・科学技術の振興やICT等の重点分野における専門人材の確保・育成
- ・業務改善とデジタル化の推進

（環境変化）

- 新型コロナウイルスの感染拡大等がもたらす「人間の安全保障への挑戦」
- 国際秩序の構造的変化と普遍的価値（自由・民主主義、基本的人権の尊重、法の支配等）の重要性増大。
- 国際社会共通の課題（気候変動、感染症等）の顕在化、国際社会の連帯と我が国の主導的役割への期待の高まり
- 技術革新の進展
- 我が国の少子高齢化の進行、人的資源の不足
- 外国人材の受入れ・共生等の日本社会の国際化・活性化への貢献の期待の高まり、他

（中（長）期目標）

- 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取組を通じた持続可能な国際社会の構築
- JICA開発大学院連携・JICAチャエアを通じた親日派・知日派リーダーの育成
- 民間企業等との連携を通じた開発課題への貢献
- 多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
- 業務運営の効率化（組織体制・基盤の強化 DXの推進を通じた業務改善・効率化、他）

指標一覧

目標水準の考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 機構の開発協力の取組は、協力相手国の組織や社会の変化という質的な成果を目指す場合が多いこと、成果を得るまで一定の期間を要する場合が多いこと、多様な国や分野を対象としていること等の特性があり、適切に全ての事業成果を評価することが可能な定量目標を設定することが困難である。そのため、開発効果への貢献度を示す質的な成果や、成果の最大化に向けた機構の創意工夫や強みを生かした取組を多面的に測る定性的な指標も設定した。
<ul style="list-style-type: none"> • 「目標水準の考え方」欄の「前中期目標期間実績」特に記載がない限り2017年度から2020年度実績の累計値(ないし、/年とされている項目は年平均)。

評価の考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況も勘案して評価を行う。 • 質的な成果に対しては、中期計画及び定性指標に示される取組やアウトカムに相当する成果が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 開発途上地域の経済成長の基盤及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを運じた貧困削減)			
	定性/定量指標	目標水準	目標水準の考え方
ア 都市・地域開発	【指標1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況 (SDGs Goal 11 関連)		
イ 運輸交通	【指標1-2】運輸総合及び各運輸セクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数 (SDGs Goal 3、8、9、11、13 関連)	20件	長期計画策定及び公共交通改善の施策数においては、2022年度から26年度まで年度平均4件を目標としており、4件×5年で20件とした。
	【指標1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数 (SDGs Goal 14、16 関連)	300人	海上保安機関等の職員の人材育成については、2022年度から26年度まで年度平均60人を目標としており、60人×5年で300人とした。
ウ 資源・エネルギー	【指標1-4】低炭素かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況 (SDGs Goal 7 関連)		
	【指標1-5】資源分野人材の育成数 (SDGs Goal 7 関連)	100人	資源分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
エ 民間セクター開発	【指標1-6】産業人材(民間セクター人材)の育成数 (SDGs Goal 8 関連)	92,500人	産業人材の育成は、今後も引き続き重視すべく、前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
	【指標1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数 (SDGs Goal 8 関連)	3,500社	現地企業への指導支援数は、直近の実績値以上を目標とした。
オ 農林水産業・農村開発	【指標1-8】SHEPアプローチの恩恵を受けた小規模農家数 (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)	15万人	「SHEP100万人宣言(※)」を踏まえ、機構貢献分を加味して設定した。※「SHEP100万人宣言」は、2030年までに各国政府関係者、開発パートナー(他ドナー、NGO、民間企業等)が、市場志向型農業を実践可能な小規模農家の100万戸育成を目指す。
	【指標1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数(研究者、技術者・普及員、農家等) (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)	25万人	TICAD7において始動したCARDフェーズ2の目標達成に必要なアフリカにおける稲作人材育成(25万人)を踏まえ、5万人×5年で25万人とした。
(2) 開発途上地域の人々の基礎的暮らしを支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを運じた貧困削減)			
ア 保健医療	【指標2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を受けた人数 (SDGs Goal 3 (特に3.8) 関連)	600万人	TICADでの目標(60万人/年)及び他地域での目標(60万人/年)の中期目標期間中の合計人数を目標水準として設定した。
	【指標2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況 (SDGs Goal 3 関連)		
イ 栄養	【指標2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成数 (SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2) 関連)	4,000人	開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成は、2022年度から26年度まで年度平均800人を目標としており、800人×5年で4,000人とした。
	【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況 (SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2) 関連)		
ウ 教育	【指標2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数 (SDGs Goal 4(特に4.1、4.5) 関連)	1,000万人	学びの改善のための支援は、2030年までに2,000万人の子どもの子どもへの裨益を目標としており、同目標を踏まえ1,000万人とした。
エ 社会保障・障害と開発	【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況 (SDGs Goal 1(1.3、1.4、1.5)、8(8.5、8.8)、10(10.4) 関連)		
オ スポーツと開発	【指標2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況 (SDGs Goal 3、4、5、10、16、17 関連)		
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現			
ア 平和と安定	【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況 (SDGs Goal 16 関連)		
イ 法の支配・ガバナンス	【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況 (SDGs Goal 16(特に16.3、16.6、16.7、16.10) 関連)		
	【指標3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数(司法・行政分野における政策立案・決定者等) (SDGs Goal 16(特に16.3、16.6、16.7、16.10) 関連)	500人	法の支配・ガバナンス分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
ウ 公共財政・金融	【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況 (SDGs Goal 5(5.a)、8(8.3、8.10)、17(17.1) 関連)		
エ ジェンダー平等の推進	【指標3-5】プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率 (SDGs Goal 5 関連)	40%(2026年度末まで)	国際基準(OECD DAC推奨の基準)に基づくジェンダー案件の要件を定め、2022年度20%、その後各年度5%ずつの増加を目指す。2026年度末に40%を目標とした。
	【指標3-6】研修・留学事業における女性の割合(人数) (SDGs Goal 5 関連)	40%(2026年度末まで)	研修・留学プログラムの女性の割合は、それぞれ2020年度は36%・35%であり、応募動員を一層推進し、女性の参加を推進し、中期目標期間終了時点で40%達成を目指す。
オ デジタル化の促進(DX)	【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材(政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数 (全SDGs Goal)	1,000人	デジタル化を担う人材の育成は、2022年度から26年度まで年度平均200人を目標としており、200名×5年で1,000人とした。
	【指標3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況 (全SDGs Goal)		
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築			
ア 気候変動	【指標4-1】気候変動対策に資する人材の育成数 (SDGs Goal 1~9、11~13(13.1~13.3、13.a~13.b)、14、15 関連)	10,000人	気候変動分野の人材育成は、今後も重視する協力であり、前中期目標期間に引き続き高い目標水準を設定した。
	【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況 (SDGs Goal 1~9、11~13(13.1~13.3、13.a~13.b)、14、15 関連)		
イ 自然環境保全	【指標4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数 (SDGs Goal 14、15 関連)	6,000人	自然環境保全分野においては、2030年までに12,000人の行政官育成を目標としており、同目標を踏まえ6,000人とした。
ウ 環境管理	【指標4-4】環境管理行政官の育成数 (SDGs Goal 6(6.2、6.3)、11.6、12(12.4、12.5)、14.1 関連)	10,000人	環境管理分野の行政官の育成は、2022年度から26年度まで年度平均2,000人を目標としており、2,000人×5年で10,000人とした。
エ 水資源・水供給	【指標4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業者及び灌漑排水管理団体(水利組合)の運営・経営の改善状況 (SDGs Goal 6.1、6.4、6.5 関連)		
	【指標4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数 (SDGs Goal 6.1、6.4 関連)	育成人材数: 3.5万人 給水人口: 1,100万人	水供給に関する育成、給水人口の拡大はこれまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく、過去10年間の実績を踏まえ目標設定した。
オ 防災・災害復興	【指標4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織(治水砂防官庁、各インフラ官庁)を支える行政官等(政策・計画立案者等)の育成数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)	5,000人	防災分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
	【指標4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)	20件	事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の策定は、2022年度から26年度まで年度平均4件を目標としており、4件×5年で20件とした。
(5) 地域の重点取組			
	【指標5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別協約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況		
	【指標5-2】JICA国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	700件	地域の重点取組は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。

(6) JICA開発大学院連携・JICAフェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成			
	【指標6-1】JICA開発大学院連携・JICAフェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	6,500人	親日派・知日派の育成人数は、直近の実績値を5年後に1.5倍に増加させることを目指し目標設定した。
	【指標6-2】JICA開発大学院連携・JICAフェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況		
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献			
	【指標7-1】協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用した法人・団体数	490法人・団体	直近の実績を踏まえ目標設定した。
	【指標7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数	4,420法人・団体	直近の実績から毎年度5%ずつ増の法人・団体数を目標とした。
(8) 多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献			
ア	JICAボランティア事業 (JICA海外協力隊)	【指標8-1】JICA海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況	
イ	外国人材受入・多文化共生	200団体・企業	【指標8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数 前中期目標期間に実施した外国人材受入支援・多文化共生社会構築に係る試行的取組を踏まえ目標設定した。
ウ	地方自治体との連携	【指標8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況	
エ	NGO/CSOとの連携	2,500人	【指標8-4】NGO等活動支援事業への参加人数 【指標8-5】NGO/CSO連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況 これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
オ	大学・研究機関との連携	【指標8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況	
カ	開発教育	6,1万人	【指標8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数 これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
キ	日系社会との連携	700人	【指標8-8】日系社会研修参加人数 これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
(9) 事業実施基盤の強化			
ア	広報	650件	【指標9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア及び海外主要メディア報道件数 130件/年を目標としており、130件×5年で650件とした。 【指標9-2】SNSアカウント(日本語・英語)エンゲージメント数 171万件 取組を更に強化すべく、直近の実績値以上を目標とした。
イ	事業評価	25件	【指標9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数(横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数) 事業評価はこれまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
ウ	開発協力人材の育成	4万人	【指標9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数 前中期目標期間の実績(国際協力人材登録者+簡易人材登録者)から約15%増として目標設定した。(前中期目標期間実績平均:7,116人/年) 【指標9-5】能力強化研修の参加人数 2,185人 開発協力人材の育成は、2022年度から26年度まで年度平均437名を目標としており、437人×5年で2,185人とした。
エ	研究	300件	【指標9-6】研究成果の発刊件数 前中期目標期間の実績から5%増の件数を目標とした。
オ	緊急援助	【指標9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況	
カ	事業の戦略性強化や制度改善	【指標9-8】JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)に基づく多様な開発パートナーとの連携状況	
キ	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	700件	【指標9-9】参加・発信した国際会議の数 国際的な議論への貢献は、これまでも重視してきた取組であり、さらに積極的に取り組むべく前中期目標期間の実績値1.5倍増を目標とした。
ク	環境社会配慮	【指標9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況	
ケ	不正腐敗防止	600人	【指標9-11】不正腐敗を防止するための機関係者への啓発に係る実施状況(職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数) 不正腐敗防止に関する研修・セミナーの実施は、120人/年を目標としており、120人×5年で600人とした。
4. 業務運営の効率化に関する事項			
(1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化			
	【指標10-1】ITリテラシー向上研修・セミナー等の実施	60回	ITリテラシー向上研修・セミナーは、今日的な要請に応じた内容の拡充を図った上で、直近の実績を踏まえ、12件×5か年で60回を目標値として設定した。
(2) 業務運営の効率化、適正化			
ア	経費	【指標11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化	毎事業年度1.4%以上 一般管理費及び業務経費の効率化は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
イ	人件費	指標を設定しない	
ウ	保有資産	指標を設定しない	
エ	調達	【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350件 調達における有識者による外部審査は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
		【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150件 調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
6. 安全対策・工事安全に関する事項			
	【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	1.6万人	国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
	【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	560件	工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
7. その他業務運営に関する重要事項			
(1) 内部統制			
	【指標14-1】内部統制モニタリング実施回数	10回	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
	【指標14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数	30回	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
(2) 組織力強化に向けた人事			
	【指標15-1】女性管理職比率	27%(2026年度末時点)	政府の定める独立行政法人等における登用目標18%(2025年度)を踏まえ、同目標の1.5倍の達成率を目標値として設定した。(2020年度末実績20.5%)

重要度・困難度

第5期中期目標	重要度	困難度	
	【定義】当該法人が政策体系上の位置付けや与えられた役割を果たすことへの貢献の度合いが他の目標と比較して高く、資源を重点的又は優先的に配分する必要がある場合など、政策上の重要性が高いとするだけの合理的かつ客観的な理由がある場合に「高い」とすること。	【定義】当該法人の現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化を踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力を必要とされることが合理的かつ客観的に明らかにできる場合に「高い」とすること。 (項目別評定の「業務実績と評定区分の関係」のうち、S評定又はA評定とされる要件について、目標において困難度が「高い」とされなかった場合に求められる定量的指標の達成度を「120%以上」とする一方で、困難度が「高い」とされた場合は「100%以上」としている)	
1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)			
2. 中期目標の期間			
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
日本の開発協力の重点課題			
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	○	○	新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 都市・地域開発			
イ 運輸交通			
ウ 資源・エネルギー			
エ 民間セクター開発			
オ 農林水産業・農村開発			
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	○	○	新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ確実な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 保健医療			
イ 栄養			
ウ 教育			
エ 社会保障・障害と開発			
オ スポーツと開発			
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	○	○	権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 平和と安定			
イ 法の支配・ガバナンス			
ウ 公共財政・金融			
エ ジェンダー平等の推進			
オ デジタル化の促進(DX)			
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	○	○	脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が国の途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 気候変動			
イ 自然環境保全			
ウ 環境管理			
エ 水資源・水供給			
オ 防災・災害復興			
(5) 地域の重点取組	○	○	
ア 東南アジア・大洋州地域			
イ 東・中央アジア及びコーカサス地域			
ウ 南アジア地域			
エ 中南米・カリブ地域			
オ アフリカ地域			
カ 中東・欧州地域			
(6) JICA開発大学院連携・JICAチエアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	○		本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。

重要度・困難度

第5期中期目標	重要度		困難度	
	【定義】当該法人が政策体系上の位置付けや与えられた役割を果たすことへの貢献の度合いが他の目標と比較して高く、資源を重点的又は優先的に配分する必要がある場合など、政策上の重要性が高いとするだけの合理的かつ客観的な理由がある場合に「高い」とすること。		【定義】当該法人の現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化を踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力を必要とされることが合理的かつ客観的に明らかにできる場合に「高い」とすること。 (項目別評定の「業務実績と評定区分の関係」のうち、S評定又はA評定とされる要件について、目標において困難度が「高い」とされなかった場合に求められる定量的指標の達成度を「120%以上」とする一方で、困難度が「高い」とされた場合は「100%以上」としている)	
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	○	開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいため。		
(8) 多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	○	外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。		
ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）				
イ 外国人材受入・多文化共生				
ウ 地方自治体との連携				
エ NGO/CSOとの連携				
オ 大学・研究機関との連携				
カ 開発教育				
キ 日系社会との連携				
(9) 事業実施基盤の強化				
ア 広報				
イ 事業評価				
ウ 開発協力人材の育成				
エ 研究				
オ 緊急援助				
カ 事業の戦略的強化や制度改善				
キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進				
ク 環境社会配慮				
ケ 不正腐敗防止				
4. 業務運営の効率化に関する事項				
(1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	○	DXの推進及び業務改善を含めた組織体制の強化は、「業務・組織全般の見直し」でも一部言及があり、今期の取組における重点事項の一つとして整理されているため。		
(2) 業務運営の効率化、適正化				
ア 経費				
イ 人件費				
ウ 保有資産				
エ 調達				
5. 財務内容の改善に関する事項				
6. 安全対策・工事安全に関する事項	○	安全管理は国際協力事業を推進するために必須であり、安全の確保は事業を安定的に実施するための大前提となるため。	○	いっどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
7. その他業務運営に関する重要事項				
(1) 内部統制				
(2) 組織力強化に向けた人事			○	「第5次男女共同参画基本計画」において、独立行政法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占める女性の割合を令和7年度末までに18%とする成果目標を掲げている。JICAの目標値は27%と同計画の目標値と比して1.5倍であり、第4期よりさらに差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

※重要度及び困難度の定義は、「目標策定の際に考慮すべき視点」(総管管第65号、平成31年3月29日総務省行政管理局局長)参照。

独立行政法人国際協力機構 中期計画

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 30 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の令和 4 年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。

1. はじめに

(1) 機構の役割

機構は、我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

この目的及び開発協力大綱等の国の政策体系上の位置付け並びに中期目標に沿って、開発途上地域の開発課題及び地球規模課題の解決に取り組む。このような取組を通じて、機構は、我が国の平和と安全及び繁栄、安定性、透明性及び予見可能性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の実現といった、我が国の国益に貢献する。

国際社会における我が国への信頼感の向上、開発途上地域と我が国との関係強化及び国際社会の秩序や規範形成に向けた我が国の積極的な参画に貢献する。

我が国全体と開発途上地域との関係強化を支援し、これを通じて我が国の経済、社会の活性化に貢献する。

(2) 機構が取り組む重点領域

機構は、質の高い成長と人間の安全保障の理念を踏まえ、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された、誰も取り残さない発展を目指し、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを推進する。

重点領域としては、開発協力大綱の重点課題である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築」に取り組む。

これらの取組は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)と問題認識や方向性を共有するものであり、機構の取組を通じて、我が国としての SDGs への貢献を積極的に推進する。

加えて、以下に関する取組をより一層強化する。

① 「自由で開かれたインド太平洋」の実現、国際社会でのリーダーシップの発揮

各国の歴史や文化、発展段階等を考慮し、柔軟に定義された普遍的価値(自由、

民主主義、基本的な人権の尊重、法の支配等)の下、我が国及び国際社会の平和と繁栄の実現に向け、各地域の地政学的な特性も踏まえつつ、開発課題への取組を通じて「自由で開かれたインド太平洋」の推進等、日本政府の政策・戦略の実現に貢献する。また、我が国及び機構の強みをいかしてSDGs等の国際公約の実現に貢献するとともに、開発協力分野における国際的な課題設定や枠組みづくりを主導する。

② 国の発展を担う親日派・知日派リーダーの育成

我が国への留学機会を含む高度な人材育成プログラムを提供し、併せて JICA 開発大学院連携や JICA 日本研究講座支援事業(JICA チェア)等を通じて我が国の近代化や開発協力の経験を共有することで、開発途上地域の将来の親日派・知日派リーダーを育成する。

③ 気候変動・環境への取組の強化

我が国を含む世界各地で気候変動の影響と考えられる事象が様々発生し、人間の安全保障や持続可能な社会経済の実現にとって大きな脅威になっている。機構は、気候変動に関する国際的な枠組みや我が国政府の関連政策等への貢献を念頭におき、開発途上国の立場に寄り添いながら脱炭素社会への円滑な移行と強じんな社会の構築を目指す。また、持続的発展との調和を図りながら、人類全ての生命を取り巻く地球環境の保全に向けて最善を尽くすため、海洋プラスチックごみ対策や生物多様性の保全を含む環境問題への取組を積極的に進める。

④ 我が国社会経済の活性化及び内なる国際化への貢献

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への取組を一層強化するとともに、機構が開発途上地域での事業を通じて得た知見や国内拠点と海外拠点が持つ結節点機能、ネットワーク、国際協力人材等のリソースを活用した事業を推進し、我が国の外国人材受入・多文化共生社会の構築に向けた取組を推進し、我が国の社会課題の解決や地域社会の国際化にも貢献する。

(3) 機構が重視するアプローチ

① 信頼関係の構築に向けた、オーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進

機構が長年にわたり実践してきた開発途上地域のオーナーシップと我が国との対等なパートナーシップを基礎とする協力は、開発協力の効果を高め、開発途上地域と我が国との信頼関係の強化に寄与してきたことを再確認し、これを引き続き重視する。

② 「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」¹ の促進による開発パートナーとの広範な連携や共創を通じた開発効果の増大

SDGs への関心の高まり等を背景に、スタートアップ企業を含む様々な企業、研究機関、市民団体等において開発の担い手が広がっている中で、課題ごとに中長期的な目標、成果及び優先順位を明確にすることにより事業の戦略性を強化することで、幅広い開発パートナーとの連携や共創を通じ、開発効果の一層の増大を目指す。

③ ジェンダー平等の推進・多様性の尊重

事業においては、ジェンダー主流化等、一人ひとりが、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できるような、平等で多様性を認め合う社会の実現を目指す。また、組織運営においてもジェンダーを含む様々な多様性を尊重し、多様な働き方と成長環境の充実を図る。

④ DX の推進

包摂的で多様性を享受する社会の実現、自由で安全なサイバー空間の構築、並びにポストコロナでの機構の業務実施体制の確保及び業務の効率化を図るべく、事業・組織双方でのデジタル化を含む革新的技術の活用やそれらの実装に向けた環境整備等を進める。事業においては、デジタル技術・データの活用を通じた新たな価値の創出等を通じて、事業効果の増大を図る。組織運営においては、業務プロセスの改善や迅速化、専門性を持った人材の確保・育成や経営資源の最適配分等により、業務の質の向上等を積極的に推進する。

2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)日本の開発協力の重点課題²

①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

¹ 世界が直面しているグローバルな開発課題に対して、内外の事業環境の構造的な変化を踏まえ、保健医療、ガバナンス、気候変動等、第 5 期中期目標の「日本の開発協力の重点課題」(のうち(1)～(4))で設定された開発課題ごとに、現状分析、我が国・機構が取り組む意義や目標、解決に向けた取組の方向性等を記載したもの。

² 「事業等のまとまり(セグメント単位)」として扱う項目に下線を付している。なお、「日本の開発協力の重点課題」については、中期目標に基づき、細分化した単位で計画を定める。具体的には、2.(1)「①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)」から「⑤地域の重点取組」の 5 つを単位とする。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市・地域開発のマネジメント主体である行政機関の能力強化及び地理空間情報の整備・活用等を支援する。協力を当たっては、開発政策・計画の策定、法制度等政策ツールの整備、効果的な開発手法の導入、事業実施体制の構築、及びこれらを担う組織・人材の育成等を支援するとともに、官・民による開発・活動の調和や連携を促進する。

イ 運輸交通

人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく、連結性を高めるよう運輸交通網の計画・整備・維持運営を支援する。また、低炭素社会の実現に貢献する公共交通を含む質の高いインフラ整備とその利用促進に取り組む。協力を当たっては、世界各国の首都並びに人口 300 万人以上の都市圏が円滑に結ばれる社会を目指す「グローバルネットワークの構築」、海上保安能力強化、道路アセットマネジメント、道路交通安全、都市公共交通の推進やインフラの適切な運営の確保を重視する。なお、新型コロナウイルスを含む感染症等への対応を念頭に、国境通関や港湾手続き、空港出入国手続きの DX 化、公共交通における非接触システム導入や適切な換気等の感染対策の促進等により利用者、関係者の接触機会回避、感染症の予防に向けた施策の導入を図る。

ウ 資源・エネルギー

全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会の構築に貢献するため、電力供給を可能とする電気事業体制の構築とともに、エネルギー利用の低・脱炭素化を支援する。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するため、鉱物資源管理を担う人材の育成を支援する。協力を当たっては、送配電ネットワーク強化、水素・アンモニア等を含む新・再生可能エネルギー導入促進、省エネルギーの促進とともに、資源の絆プログラムによる人材育成・人的ネットワーク強化に取り組む。

エ 民間セクター開発

開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、開発途上国の包摂的で、持続可能かつ強じん性を兼ね備えた「質の高い成長」に貢献するため、開発途上国の民間企業の育成・成長を促す。協力を当たっては、開発途上国の企業の競争力強化、産業の多角化、イノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、国内投資及び海外直接投資の促進に取り組む。

オ 農林水産業・農村開発

農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給に貢献するため、包摂的なフードバリューチェーンの構築、稲作振興、水産資源の管理・活用、畜産振興と家畜衛生の強化を支援する。協力にあたっては、社会的・経済的・環境的に持続的かつ包摂的な農業・農村開発を実現するために、小規模農家による市場志向型農業実践の推進、コメ生産量の増加、水産資源の適切な管理と沿岸コミュニティの経済活性化の両立、獣医サービス能力の向上、地域の実情に応じた適切な水管理の推進等に取り組む。

②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 保健医療

新型コロナウイルスを含む感染症の脅威に備えるため、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を通じ、開発途上国における感染症の予防・警戒・治療強化及び保健医療体制整備の拡充に取り組み、将来の健康危機に際しても安定的に必要なサービスを提供できる強じんて包括的な保健システム構築をより積極的に展開する。協力に当たっては、水・衛生、都市計画、教育、栄養など他の開発課題における感染症対策を含む保健医療の主流化にも留意する。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した保健医療体制強化のため、母子保健、非感染症疾患、高齢化対策、感染症対策等の分野のサービス提供における支援に取り組む。同時に、UHC の達成に不可欠な医療保障制度の強化にも取り組む。

イ 栄養

栄養状態の改善に貢献するため、慢性的な低栄養とともに、過栄養に対する取組を支援する。協力に当たっては、「東京栄養宣言」を踏まえ、「JICA 栄養宣言」の具現化に向けて、母子栄養改善、アフリカでの栄養改善を目指す「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の推進、発育不良や生活習慣病対策等の健康課題の改善とともに、保健、農業・食料、水・衛生、教育等分野横断的な活動を通じた栄養改善の主流化に取り組む。

ウ 教育

質の高い教育の拡充に向け、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力に当たっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善（「みんなの学校」等）、女子教育に焦点を当てた教育機会の拡大及び教育施設の拡充、

日本の教育の特長をいかした子ども同士が対等な立場で協調性を育む活動(学級会、清掃等)、音楽、体育等の普及にも取り組む。高等教育分野では、本邦大学や他国の拠点大学との間のネットワークを構築しつつ、拠点大学の教育・研究能力の強化を行い、高度人材の輩出と研究を通じた知識共創に取り組む。

エ 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。協力を当たっては、国連障害者権利条約を踏まえ、バリアフリー化、障害者団体の強化、就労及び情報保障の改善等の障害に特化した取組とともに、教育、防災、観光、インフラ整備等の事業から障害者が取り残されないよう「障害の主流化」に取り組む。

オ スポーツと開発

幸福で精神的に豊かな生活を営める社会の実現に貢献するため、開発途上地域の人々のスポーツへのアクセス向上とスポーツを通じた一人ひとりのエンパワメントを支援する。また、障害者・女性等の社会的包摂と平和構築、人間の安全保障の推進を図ることに貢献するため、全ての人々がスポーツを楽しめる環境の整備を通じた相互理解の促進と多様性を尊重する社会の実現を支援する。協力を当たっては、スポーツが持つ、人と人をつなぐ特性を活用し、平和構築等におけるスポーツを通じた相互理解、コミュニティの融和の促進に取り組む。

③ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 平和と安定

暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、紛争により影響を受けた国や紛争リスクを抱える国において、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供とこれに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾など様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。また、紛争予防及び社会の安定に向けた取組を支援する。協力を当たっては包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・避難民に関係する取組においては、受入社会との共生の視点を含め、人道支援と開発協力の連携に留意する。

イ 法の支配・ガバナンス

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向けた取組を支援する。具体的には、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図る

ため、法令の整備・運用能力、治安機関や海上保安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化及び行政の機能の強化と人材育成を支援する。協力に当たっては、相手国の文化的・社会的背景の尊重、日本の経験及び取組の成果の共有を図るとともに、住民との協働にも留意する。

ウ 公共財政・金融

公共財政・金融システムを強化するため、税務、税関等への協力を通じた歳入基盤の強化及び公共投資計画・管理等を通じた歳出管理、債務管理の強化、金融市場の整備等を支援する。また、税関への協力を通じて、貿易円滑化、連結性及び国境管理能力の向上も支援する。協力に当たっては、日本の戦後の経済成長及び公共財政管理の経験を活用する。

エ ジェンダー平等の推進

事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進するため、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、社会の意識・行動変容を支援する。また、研修・留学生事業を通じて、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しする。協力に当たっては、女性の経済的エンパワメントの推進及びジェンダーに基づく暴力の撤廃を含む女性の平和と安全の保障に関する取組を強化しつつ、女性の教育と生涯にわたる健康の推進、ジェンダー平等なガバナンスの推進、女性の生活向上・経済活動への参画につながる電気、給水、公共交通等の基幹インフラの整備等に取り組み、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。その際、性的指向や性自認を含む多様性を尊重する。

オ デジタル化の促進(DX)

「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)」等の理念の下、経済社会のデジタル化への対応・推進に貢献するため、人材育成や態勢整備を通して、デジタル化の促進による一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会、自由で安全なサイバー空間の構築を支援する。協力に当たっては、安定的かつ包括的なデジタルサービスの提供を担う人材や組織の強化・民間セクターの振興、基盤の整備、自由で安全なサイバー空間構築のためのサイバーセキュリティの強化等に取り組む。また、開発各分野の事業においてもデジタル技術・データの利活用を通じた開発効果の増大を目指し、デジタル化の促進(DX)に取り組む。

④ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

ア 気候変動

開発途上国政府が、脱炭素社会の推進等、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定を国全体として着実に実施するとともに、直面する開発課題と気候変動対策を両立させて推進できる能力の向上を図るため、UNDP 及び緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)等、国内外の関連機関との連携を通じて支援する。特に、脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向けた支援を重視する。協力に当たっては、「国が決定する貢献(NDC: Nationally Determined Contribution)」などのパリ協定の実施促進や、開発課題の解決(開発便益)を図ると同時に、気候変動対策(気候便益)にも資するコベネフィット(共便益)も訴求する、コベネフィット・アプローチを積極的に推し進め、気候変動対策の質・量の両面での拡充を図る。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金動員・技術の活用、地方自治体等他機関との連携を重視する。また、各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することで気候変動の主流化を推進するとともに、各国の気候変動対策を促進する。

イ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐため、気候変動枠組条約や生物多様性条約における合意目標(ポスト 2020 生物多様性枠組等)の実現への貢献に向けて、熱帯林、乾燥・半乾燥林等の陸域における森林、湖沼・湿原及び海域(特に沿岸域)におけるマングローブ林、サンゴ礁等の生態系の保全とこれに資する区域の管理、自然資源の持続可能な利用の推進を支援し、気候変動対策、生物多様性保全に貢献する。協力に当たっては、政策・計画策定、モニタリング・評価のための科学的情報基盤の整備、外部資金の活用・連携による事業のスケールアップやプラットフォーム等を通じた産学官民の連携に取り組む。

ウ 環境管理

開発途上地域の環境管理を担当する行政組織及び運営事業者の能力強化を中心とした、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁・大気汚染の未然防止と対処能力の向上等の推進を支援する。協力に当たっては、日本の強みである「きれいな街」の実現を目指し廃棄物管理、下水道整備、大気汚染対策等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を通じて、我が国の地方自治体や大学、民間企業が有する技術・知見をいかせるような連携強化に努め、科学的根拠に基づく計画・政策立案とその実施、イノベーションの活用、開発パートナーとの連携によるスケールアップ、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化に留意する。

エ 水資源・水供給

水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業者、灌漑排水水管理団体(水利組合)の育成等を支援する。協力に当たっては、地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体(マルチステークホルダー・パートナーシップ)を増やすこと、及び自立的に資金を調達して水道サービスの拡張と改善を進めることができる「成長する水道事業者」を増やすこと等に取り組む。

オ 防災・災害復興

「災害リスクのより少ない社会」の実現に貢献するため、構造物対策所管組織及び包括的な防災推進体制の確立を支援し、開発途上国における事前防災投資の拡充を支援する。また、開発途上国が防災への事前投資を進めていくためのモデルとなる事業の実現や、我が国の技術・制度や知見も活用した人材育成推進等を通じ、開発途上国で追求すべき防災の在り方や理念を普及・浸透させる。これにより災害リスク軽減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充・維持し運用していける能力強化を支援する。さらに、大規模災害が発生した際、緊急援助からシームレスに支援し、「より良い復興」(Build Back Better)の考え方も踏まえ、国・社会全体の災害リスク削減を復興過程で行い、自然災害により強い国・社会の構築を支援する。協力に当たっては、衛星情報等を活用した将来予測等複合的なリスクの可視化等デジタル技術の活用や、分野横断的な取組の推進に留意する。

⑤ 地域の重点取組

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・コミットメントや国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)の重点分野への協力を念頭に、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海上保安分野を含む海洋協力、経済・社会強じん化を支援するとともに、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和構築を含む平和で安全な社会実現に向けた支援、デジタル分野の支援(基盤整備、サイバーセキュリティの強化等)を実施する。また、保健医療、防災、気候変動等の地域の共通課題に取り組む。協力に当たっては、我が国政府の政策や日・ASEAN 首脳会議における我が国政府のコミットメントへの貢献や地域機関との連携に留意し、ASEAN 全体としての包括的かつ持続的な発展に

貢献する。

大洋州については、狭小性・隔絶性・遠隔性といった島しょ国特有の課題やぜい弱性の克服に貢献し、太平洋・島サミット(PALM: Pacific Islands Leaders Meeting)での我が国政府のコミットメント達成にも貢献するため、保健医療体制の脆弱性、経済回復、海洋汚染や海上安全保障、水産資源の持続可能な利用、自然災害へのぜい弱性や気候変動への対応、質の高いインフラ支援を通じた連結性の強化、貿易・投資、観光、ICT 活用の促進、民間投資促進、財政の強じん化等の取組を支援する。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは大半が内陸に位置し、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上、市場経済化の促進、格差の是正に留意し、保健医療システムの強化にも取り組む。

ウ 南アジア地域

南アジア地域は、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。また、アジアと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝であり、隣接地域を含む世界全体の安定と発展に大きな役割を担っている。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害や感染症等にもぜい弱であり、さらに、経済社会に混乱を抱える国もある。かかる地域の特性を踏まえ、強じんな社会の構築に向けた持続可能な発展の基盤の構築のために、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等を支援する。協力に当たっては、これまで培ってきた南アジア諸国との信頼関係をベースに、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化、安全の確保に留意する。また、各国での取組への理解・支持促進のため、国内外での積極的な情報発信強化等を重視する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつあり、民間連携や科学技術支援の潜在的な実現可能性を有する一方、貧困層や格差、自然災害等の課題を抱えている国も少なくない。また、同地域では米国及びマルチドナーも活発に支援を進めている。かかる地域の特性を踏まえ、安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進する環境を整備するため、ガバナンス、教育、保健、バリューチェーン構築に資する公的・民間セクター強化、インフラ整備を支援す

る。また、防災や気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。協力に当たっては、国際開発金融機関、民間企業等との連携、また DX の活用、新産業の担い手との連携を重視して協力に取り組む。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、政治情勢の不安定化、資源価格の下落、暴力的過激主義の拡大といったリスクは依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。こうした中、これまでのアフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development、以下「TICAD」という。）で培われたアセットを基礎として、かかる地域の特性を踏まえ、保健医療体制の強化、ディーセントワークの実現、アフリカのきれいな街プラットフォーム等を通じた地球規模課題への対応等の社会開発課題への取組を推進するほか、地域経済統合に向けた取組を含め、官民一体となって強じんなアフリカ経済の構築・自立的な成長を支援する。協力に当たっては、安定した社会を実現するための前提条件となる、平和と安定・安全の確保、及び公正で包摂的なガバナンスの強化を重視する。また、DX を積極的に活用するとともに、アフリカ連合（AU: African Union）が、アフリカの統合と開発の長期的なビジョンとして定めた「アジェンダ 2063」等の、アフリカ自身の大陸横断的な開発戦略・計画への貢献に取り組む。なお、こうした方向性について、TICAD 等の機会を捉えて国際社会やアフリカに対して積極的に発信していく。

カ 中東・欧州地域

中東ではアラブの春から 10 年が経過したが、依然として多くの国で政情不安定などの混乱が継続している。シリア難民の流入・固定化は周辺国への大きな社会・財政負担となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、バルカン諸国をはじめとする欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、全ての人々を包摂する質の高い成長に資するため、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全、紛争・難民問題への取組等を支援する。その際、我が国政府の地域的な戦略・イニシアティブへの貢献、パンデミックへの対応にも留意する。

(2) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障の推進及び法の支配を始めとする共通の価値観や原則に基づく、「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、国内外に

おける親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。協力に当たっては、我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供する。その際、JICA 留学生等に対し、日本国内の大学との連携を通じて我が国の開発経験や開発協力の経験を提供するとともに、海外の大学等研究機関との連携を通じ、JICA チェアとしてこれらの経験の提供や講座の設立等にも取り組む。加えて、これらのプログラムの受講者との中長期的な関係性の維持・発展や、JICA グローバル・アジェンダへの貢献、各事業との相乗効果の発現等の成果の発展及び可視化に取り組む。

(3) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等と、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、協力準備調査(海外投融資)、海外投融資といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。その際、JICA グローバル・アジェンダとの整合性確保による開発効果の増大、機構全体で一層の民間企業との連携を促進することに留意する。資金動員を含む外部関係機関との連携強化により海外投融資等の支援を拡大するとともに、我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地での活動の促進、ひいては我が国地域経済の活性化にもつながる事業を形成・実施する。

また、我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。さらに、顧客志向に基づく制度改善により参画企業の裾野を拡大するとともに、採択された案件の進捗管理を徹底し、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及び事業化に向けたビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

(4) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

ア JICA ボランティア事業(JICA 海外協力隊)

国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、ボランティア事業(JICA 海外協力隊)を実施する。本事業の多様なステークホルダーである地方自治体や大学等教育機関、民間企業と連携して、参加から帰国後の社会還元までを通じた持続的な事業の実現に努める。また訓練、派遣、帰国後支援の一連のプロセスを通じて、多文化共生社会や地方創生支援、双方向の国際協力等、将来国内外で活躍できる人材を育成する。参加者が有する日本の技術・知見を活用した開発途上国での課題解

決に加え社会還元を推進することによる事業の成果を広く発信し、国民の開発協力への理解と参加意欲を高める。

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を支援する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携に取り組む。特に、JICA 海外協力隊経験者の紹介、国際協力推進員(外国人材・共生)の配置、多文化共生イベントへの支援や「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携強化、開発途上地域における労働政策を所管する省庁や教育訓練機関等の能力強化や還流人材活用の促進に取り組む。

ウ 地方自治体との連携

地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を支援する。その際、地方自治体及び国際交流協会等との連携を強化し、国際協力推進員等を通じた地域連携を促進する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。

エ NGO/CSO との連携

NGO/CSO と共に開発課題に対する知見を深め、NGO-JICA 勉強会等を通じ、連携強化の促進を図る。その際、NGO/CSO の有する強みやアプローチの多様性の活用を重視する。また、海外拠点の現地市民社会の情報収集・発信体制を強化し、本邦 NGO/CSO の現地活動の活性化、案件形成の促進を図る。さらに、NGO 等活動支援事業において、地域ネットワーク NGO の役割強化を推進する。

オ 大学・研究機関との連携

大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、開発途上国と日本との地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。また、開発途上地域の課題解決や SDGs 達成に我が国と共に取り組む親日派・知日派のリーダーを確保、育成すべく、国内の大学と連携し、大学の特性や方針を踏まえ、質の高い就学機会を確保・提供する。さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。

カ 開発教育

児童生徒や市民が世界の多様性や課題、我が国と世界との関係等を理解し、主体的に考える力や、課題の解決に向けた取組に参画する力を養うこと、さらには、開発途上地域との結びつきによる地域活性化や地域社会における多文化共生促進に貢献するため、研修、教材制作等による学校や地域社会における開発教育の促進を支援する。その際、学校や教育委員会等の教育関係機関、NGO、民間企業等と連携して効果的に事業を推進する。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じて、開発課題や国際協力に対する理解促進、地域に密着した国際協力活動の支援に取り組む。

キ 日系社会との連携

中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日系社会との連携強化に向けた取組を支援する。日系社会が外国人材受入支援・多文化共生社会構築や地方活性化等の今日的な国内の課題解決においても重要なパートナーであることを踏まえ、我が国と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。その際、日系社会を核として我が国の良き理解者となり得る人々の巻き込みや次世代人材の育成・日系アイデンティティ維持に留意しつつ、地方自治体(特に移民送出県や日系人集住都市)や企業等が進める事業との連携強化、日本語教育支援、海外移住資料館の運営体制強化等に取り組む。

(5) 事業実施基盤の強化

ア 広報

我が国の開発協力とその成果について積極的に発信し、国内外の市民やオピニオンリーダーといったターゲット層の理解や共感を獲得するため、ターゲット毎に有効な広報媒体を複合的に活用してより戦略性の高い広報を行う。その際、事業及び組織運営への信頼を高めるため、分かりやすく透明性の高い広報を行う。また、広報効果の向上を図るため、国内外拠点間が連携し、日本政府・政府機関、企業、教育機関、市民団体等とのパートナーシップを強化しつつ広報を行う。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を迅速に分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、事業評価の結果から得られた教訓・提言等を、事業の形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期間の設定をより適切なものにすることを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。特に、

事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等、客観性を担保するとともに、多様な主体との連携促進や専門的な分析を強化し、評価の質の向上に取り組む。加えて、機構の事業マネジメントに的確に対応する事業評価を新たに推進し、必要な評価制度の構築に取り組む。

ウ 開発協力人材の育成

開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。その際、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用者を拡大するとともに、キャリア関連情報の発信や提供を行うことで、開発協力人材のキャリア形成を促進する。加えて、インターンシップ等、若年層に対する実務機会の提供及び研修の実施を通じて能力強化・向上に取り組む。

エ 研究

事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成を通じて世界の平和と開発に貢献するため、6つの領域(政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力)に関する研究を実施し、研究成果の積極的な発信を行うことにより、JICA 緒方貞子平和開発研究所が内外の開発・国際協力研究の拠点となることを目指す。研究実施に当たっては、国際秩序の変化や日本の経験、各国の歴史・文化を踏まえ、普遍的価値の在り方を柔軟に追究し、その成果を発信する。加えて、情報社会への転換、気候変動等の今日的な課題や脅威にも留意する。また、機構の事業現場から得られる知見や我が国の開発経験を活用し、国内外の研究者等との連携を通じて、SDGs の戦略的推進や人間の安全保障の実現に資する知識の共創に取り組む。研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスを更に強化するため、多様で先進的な媒体を通じて内外の援助実務者、研究者や政策立案者等に広く発信する。また、機構内の研究人材育成にも取り組む。

オ 緊急援助

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、国際水準の資機材整備等による派遣体制強化に当たっては、航空機の小型化や新型コロナウイルスの感染拡大等により縮小した国際航空貨物輸送状況を踏まえて携行資機材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要な管理・輸送体制の見直しを行うなど、迅速性の確保とチーム対応能力の維持・向上を重視する。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

開発協力の外交政策実現のためのツールとしての重要性が一層増していくことを踏まえ、戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや JICA グローバル・アジェンダ等の策定を通じて、地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂に貢献する。また、これらを通じ、我が国の政策策定に向けた情報共有や意見交換、開発途上地域の政府や民間を含む様々な開発パートナーへの発信や学び合い等にも取り組む。さらに、機構が有する様々な援助手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等の戦略的なアプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。併せて、迅速性の向上等のニーズに対応して制度やその運用方法を改善する。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するため、規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。また、国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携を推進する。さらに、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携(三角協力を含む。)や経験共有を強化する。

ク 環境社会配慮

開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき業務運営を行う。協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重する。また、国内の機構内外関係者及び開発途上国実施機関職員等を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮及びガイドラインに関する理解を促進する。透明性と説明責任を確保したプロセスにより改正したガイドラインの普及とその運用を行う。

ケ 不正腐敗防止

開発協力事業における不正腐敗防止を推進するため、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、不正腐敗防止関連の各種制度整備等及び関係者への不正腐敗防止に係る啓発に取り組む。

3. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高

い業務を遂行するため、外部の知見を積極的に活用して、組織及び事務の効率化・合理化、本部・国内拠点・海外拠点における役割・責任範囲の明確化と経営資源の最適配分に取り組む。また、主要業務の業務プロセスの見直しを図りながら、DXを推進する。特に、業務・手続きの見直しやデジタル化を通じて、事業の迅速化・効率化を推進する。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和3年12月24日デジタル大臣決定)」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、DXの推進に必要な情報システム基盤の強化、役職員等のITリテラシーの向上を図る。

加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務全般について、開発効果を確保しつつ、ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。

国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し

続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会や外部審査による点検を踏まえつつ、透明性の向上に加え、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を締結する場合は、事業の目的に応じた適切な実施を行う。加えて、国内及び在外拠点への支援やセミナーによる能力強化や DX 促進を行うとともに、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への QCBS(Quality and Cost Based Selection: 技術(質)と価格による選定)の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進めることで、新規参入の拡大や競争性の向上、調達の合理化及び改善を目指す。

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

5. 安全対策・工事安全に関する事項

国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成 28 年 8 月 30 日に発表された、国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を実施する。具体的には、脅威の未然の回避、ハード・ソフト両面の防護能力の強化、危機発生時の迅速かつ適切な対応(新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響に対する安全対策を含む。)に取り組む。また、実技を含めた安全対策研修の実施を通じ関係者の意識向上に取り組む。また、工事安全に係る調査、セミナーを実施し、施設建設等の工事における事故・災害の防止・低減に向けた取組を推進するとともに、適切な安全対策を講じる。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用する。

機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、当該リスクへの適切な対応を行う。また、有償資金協力の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定に関わる様々なリスクの識別、測定、モニタリングを通じた管理を行う。

違法行為等の早期発見及び是正、JICA の業務運営の公正性の確保のため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。

また、業務の適正性を確保するため、内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

情報セキュリティに関しては、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえて情報セキュリティ管理規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。

7. 予算、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

別表 1~3 のとおり。

8. 短期借入金の限度額

一般勘定 630 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

理由:一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が3か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

9. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

該当なし。

10. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

11. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る(別途措置される補助金等で賄う経費を除く。)ものとする。

12. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

長期的視野に立った施設・設備の整備計画に基づき、効果的・効率的な業務運営に努め、施設・設備の長寿命化並びに安全性や機能性、経済性向上等の観点を踏まえた整備を実施する。

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の施設・設備の整備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内拠点等施設の改修	施設整備費補助金等	計 10,835
		計 10,835

(注)施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度予算編成過程等において決定される。

(2) 組織力強化に向けた人事

機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策を推進する。具体的には、全体最適を目指した適材適所な人事配置、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備や、現地職員・有期雇用職制・高年齢者も含めた多様な人材の活用に引き続き取り組むとともに、外部人材との協働促進、健康管理の強化、新たな働き方の促進・定着支援、コミュニケーションの活性化や人材育成の強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。

また、業務内容の高度化・多様化に対応するために、他機関への出向や社内公募

等による自律的なキャリア開発機会の拡大や、研修体系の整備・拡充による能力強化機会の拡大を通じ、職員の専門性の強化及び中核的人材の育成を行う。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項
(機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる(有償資金協力業務を除く。)

前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

(4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

以 上

予算

別表1

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携	民間企業等 との連携	多様な担い手と の連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入							
運営費交付金収入	485,268	40,906	26,319	98,341	32,827	48,906	732,567
施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	-	10,835	10,835
事業収入	1,534	-	-	-	-	-	1,534
受託収入	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金収入	-	-	-	423	-	-	423
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	-	-
計	488,225	40,906	26,319	98,795	32,842	59,741	746,827
支出							
業務経費	486,802	40,906	26,319	98,341	32,827	-	685,194
(うち特別業務費を除いた業務経費)	486,802	40,906	26,319	98,341	28,427	-	680,794
施設整備費	-	-	-	-	-	10,835	10,835
受託経費	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金事業費	-	-	-	423	-	-	423
一般管理費	-	-	-	-	-	48,906	48,906
計	488,225	40,906	26,319	98,795	32,842	59,741	746,827

[人件費の見積り] 88,407百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、2022年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

[注3] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

収支計画

別表2

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院 連携	民間企業等 との連携	多様な担い手と の連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部							
経常費用	491,327	41,167	26,486	99,422	33,023	61,118	752,542
業務経費	491,327	41,167	26,486	99,422	33,023	61,118	752,542
（うち特別業務費を除いた業務経費）	489,904	41,167	26,486	98,968	33,008	-	689,533
受託経費	489,904	41,167	26,486	98,968	28,608	-	685,133
寄附金事業費	1,423	-	-	31	15	-	1,468
一般管理費	-	-	-	423	-	-	423
減価償却費	-	-	-	-	-	52,936	52,936
財務費用	-	-	-	-	-	8,181	8,181
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-
収益の部							
経常収益	491,327	41,167	26,486	99,422	33,023	61,118	752,542
運営費交付金収益	491,327	41,167	26,486	99,422	33,023	61,118	752,542
事業収入	485,268	40,906	26,319	98,341	32,827	47,605	731,265
受託収入	1,497	-	-	-	-	-	1,497
寄附金収入	1,423	-	-	31	15	-	1,468
資産見返負債戻入	-	-	-	423	-	-	423
賞与引当金戻に係る収益	-	-	-	-	-	8,181	8,181
退職給付引当金見返に係る収益	3,102	261	168	627	181	869	5,208
財務収益	-	-	-	-	-	4,462	4,462
受取利息	38	-	-	-	-	-	38
その他の収入	38	-	-	-	-	-	38
臨時収益	-	-	-	-	-	-	-
純利益（▲純損失）	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
総利益（▲総損失）	-	-	-	-	-	-	-

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表3

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院 連携	民間企業等との 連携	多様な担い手と の連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出							
業務活動による支出	488,269	40,906	26,319	98,795	32,842	329,230	1,016,360
業務経費	488,225	40,906	26,319	98,795	32,842	47,605	734,691
(うち特別業務費を除いた業務経費)	486,802	40,906	26,319	98,341	32,827	-	685,194
受託経費	486,802	40,906	26,319	98,341	28,427	-	680,794
寄附金事業費	1,423	-	-	31	15	-	1,468
一般管理費	-	-	-	423	-	-	423
投資活動による支出	-	-	-	-	-	47,605	47,605
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	-	12,137	12,137
財務活動による支出	-	-	-	-	-	12,137	12,137
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	44	-	-	-	-	12,208	12,208
資金収入							
業務活動による収入	488,269	40,906	26,319	98,795	32,842	329,230	1,016,360
運営費交付金による収入	488,225	40,906	26,319	98,795	32,842	48,906	735,992
事業収入	485,268	40,906	26,319	98,341	32,827	48,906	732,567
受託収入	1,534	-	-	-	-	-	1,534
寄附金収入	1,423	-	-	31	15	-	1,468
その他の収入	-	-	-	423	-	-	423
投資活動による収入	44	-	-	-	-	-	-
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	-	10,835	10,879
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	10,835	10,835
貸付金の回収による収入	44	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	44
前年度からの繰越金	-	-	-	-	-	269,488	269,488

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) - E(y)$$

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 物件費

C(y) : 人件費

D(y) : 特別業務費

E(y) : 事業収入

○物件費 B(y)

各事業年度の物件費 B(y) は以下の式により決定する。

$$B(y) = \text{直前の事業年度の物件費 } B(y-1) \times \text{効率化係数 } \alpha \times \text{調整係数 } \sigma$$

・効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

・調整係数 σ

法令改正等に伴う業務の改変、政策的要素に伴う事業量の増減等を勘案し、各事業年度の予算編成過程で当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 C(y)

各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○特別業務費 D(y)

機構の判断のみで決定または実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○事業収入 E(y)

各事業年度の事業収入 E(y) は以下の式により決定する。

$$E(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + \text{直前の事業年度における雑収入 } F(y-1) \times \text{収入係数 } \delta$$

・収入係数 δ

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 効率化係数 (0.986 と仮定)

σ : 調整係数 (1.00 と仮定)

δ : 収入係数 (1.03 と仮定)

以上